

平成28年度第16回 教育委員会会議 会議録

- 1 日 時 平成29年1月17日（火） 15：00～19：05
- 2 場 所 3号館8階教育委員会室
- 3 出席者 <教育委員会>
雪村教育長 山本委員 梶木委員 伊東委員 福田委員 今井委員
<事務局>
林教育次長 岡田スポーツ担当局長 稜野総務部長
川田指導部長 日下社会教育部長 後藤教育施策推進担当部長
- 4 欠席者 なし
- 5 傍聴者 2名
- 6 会議内容

（雪村教育長）

平成29年、年明け最初の教育委員会会議です。本年もどうぞよろしく申し上げます。

それでは、ただいまより、教育委員会会議を始めます。

本日より、新たに教育委員になられた山本委員が出席されています。どうぞよろしくお願いたします。

（山本委員）

よろしく申し上げます。

（雪村教育長）

まず、本日は議題に先立って、教育長職務代理者の選任についてお諮りしたいと思えます。

号外 教育長職務代理者の選任について

（雪村教育長）

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項において、「教育長に事故があるとき、または教育長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を行う。」と規定されており、先日までこの教育長職務代理者については、森本先生にお願いしていました。

職務代理者の指名については、教育委員会会議の議決を必要とする事項ではありませんが、教育長職務代理者として、このたび教育委員に就任された山本正実委員を指名したいと考えていますが、意見や異議はありませんか。

(「はい」の声あり)

(梶木委員)

よろしく申し上げます。

(雪村教育長)

山本委員、どうぞよろしく申し上げます。

(山本委員)

こちらこそお世話になります。よろしく申し上げます。

(雪村教育長)

ありがとうございます。

それでは議題に移りたいと思います。

本日は、議案9件、協議事項1件及び報告事項4件です。

このうち、教第58号議案、教第59号議案、教第60号議案及び報告事項1については、神戸市教育委員会会議規則第10条第1項第2号により、職員の人事に関する事。教第61号議案及び教第64号議案については、神戸市教育委員会会議規則第10条第1項第3号により、長の作成する議会の議案に関する事。また、教第62号議案、協議事項10及び報告事項2については、同項第6号により、会議を公開することにより、教育行政の公正かつ適正な運営に著しい支障が生じるおそれのある事項であって、非公開とすることが適当であると認められるものとして、非公開としたいと思いますが賛同いただけますでしょうか。

(6名の賛成により非公開案件を決定)

(雪村教育長)

ありがとうございます。

それでは、まず報告事項3、特別展入館者数の報告について、博物館よりお願いをいたします。

報告事項3 特別展入館者数の報告について

(小野田博物館学芸課長)

博物館から、報告事項3、特別展入館者数について、報告します。

神戸市立博物館では、昨年、平成28年9月17日から11月27日の62日間、特別展「松方コ

レクション展「松方幸次郎夢の軌跡」を開催しました。

この事業は、川崎造船所及び神戸新聞社の初代社長で、神戸の近代化に尽力した松方幸次郎に焦点を当て、神戸開港150年プレ企画として、また川崎重工業の創業120年を記念して開催したものです。

神戸市制施行100年に当たる平成元年9月14日から11月26日にも、松方コレクション展を開催していますが、今回の展覧会では、国立西洋美術館所蔵作品、そして国内外に散逸した松方コレクションの名品——絵画、彫刻、タペストリー、家具約90点に加えて、資料にチラシを付けていますが、フランスにとめ置かれたロートレックの「庭に座る女」、ピカソの「読書する婦人」を初め、スーチン、セザンヌ、モローの5点、松方コレクション以外のコロ、エンネル、カロリュス＝デュランのほか、フランス各地から集めたフランス絵画18点、東京国立博物館所蔵の歌麿、北斎の浮世絵19点、さらに関係資料20点を加えた160点を展示しました。

フランス各地から集めたフランス絵画は、フランス側監修者として元オルセー美術館主任研究員カロリーヌ・マチュー氏を迎えて、フランスから見た松方コレクションという視点も取り入れたものです。

これらの作品から、もともとは神戸の地、そして東京仙台坂に共楽美術館の建設を夢見ながらも、昭和恐慌で一大コレクションの散逸を防ぐことができなかつた松方幸次郎のかなわなかつた思い、追い求めた夢の軌跡を跡づける展覧会となるように心がけました。

今回の松方コレクション展では入館者は11万6,065人を数え、有料率は57.4%、一日平均では1,872人、入館者が最も多かつたのは11月23日水曜日（祝日）で3,512人でした。

この展覧会については、神戸市広報課で実施した「2016みんなで選ぼう神戸市政5大ニュース」にノミネートされ、194票を獲得し、13位となっています。投票された方の意見からは、「松方コレクション展はすごかつた。」、「有名画家が一堂に見ることができて、非常によかつた。」、「松方コレクションは、神戸の歴史、背景も感じられ大変感銘した」といったお褒めの言葉をいただいています。

また、当館の来館者からのアンケートでは、「神戸の近代史を美術を通して多く学ぶことができた。」、「国立西洋美術館所蔵の松方コレクションがそのまま展示されているのかと思っていたら、フランスの美術館のものや、個人所蔵のものなど、初めて目にする作品が多かつた。」、「日本で余り目にするこゝろがない画家の作品もより深く知ることができる機会となつた。」と評価する御意見がある一方で、「フランスからの松方コレクションの帰国は5点だけで、西洋美術館から借用したものも物足りない。」、「キャプションの文章は文字が小さく、しかも長過ぎて難解だ。」、「作品の照明の仕方が悪い」という御批判もいただいています。

以上が松方展の御報告です。

参考に、博物館が開催する今後の特別展の予定を申し上げます。

博物館では昨年末から4月2日日曜日まで82日間の会期で、ギリシャ国内40カ所以上の

国立博物館群から厳選された325件に及ぶ古代ギリシャの貴重な作品を展示し、7,000年にもわたる時空を超えた旅を通じて、美と智にあふれる古代ギリシャ文明を体験できる古代ギリシャ展を開催しています。

また、来年度になりますが、平成29年4月22日から7月17日まで75日間にわたり、イタリアを訪れた天正遣欧使節の足跡をたどりつつ、日本人が見たヨーロッパ文化、日本人が見たルネサンスの芸術に焦点を当てたルネサンスの豊穡なる美の世界を探求する「遙かなるルネサンス」を開催します。

この機会にぜひ、ごらんいただけたらと思います。

以上です。

(雪村教育長)

松方コレクション展の入館者数等について、質問や意見等はありませんか。

(今井委員)

想定入館者数と実際の入館者数との間に大分開きがあったようですが、そのあたりの分析はされていますか。

(小野田博物館学芸課長)

想定入館者数から減っている理由の1つとして、新聞等々の告知をしたり、テレビ等でも告知したりしていて、当初から多くの人数を動員できるよう頑張っていました。若干、動員力が足りなかったと思っています。やはり展覧会は水物でもありますので、動員数が足りなかったところは今後の反省として生かしていきたいと考えています。

(山本委員)

わからないので聞きますが、想定入館者数というのは、どのような形で想定するのですか。

(小野田博物館学芸課長)

予算を立てる段階で、全体的な事業経費がある程度、想定できます。今回はたくさんフランスから作品をお借りしますので、フランスからの空輸便を3便飛ばしました。それに係る経費や、図録をつくる経費、もろもろの経費を足しこんで見ると、総パイが出ます。その中で、お客様1人当たりの単価が1,000円ぐらいになりますので、どのくらいの入館者数で採算がとれるかどうかという形で計算しています。

それ以外にも、今回の展覧会については特にそうですが、川崎重工業さんから多大な寄附をいただいていますので、その点はカバーできると考えています。

(雪村教育長)

ほかで開かれた特別展などを参考にしましたか。

(小野田博物館学芸課長)

今回は当館だけの開催ですので、参考にしていません。

実は、15万人という数字は、資料にはお示ししていませんが、前回、市制100周年を記念して開催した際は18万8,000人強の来館がありましたので、それぐらいの入館は見込めるだろうと考えて、そこから若干低めに想定していました。残念ながら、実際は想定に比べて大体7万人ぐらい減っていました。

(雪村教育長)

そのほか、特にありませんか。

(「はい」の声あり)

(雪村教育長)

続いて、教第57号議案、神戸市就学援助規則の一部を改正する規則の件について、お願いします。

教第57号議案 神戸市就学援助規則の一部を改正する規則の件

(仲田教育企画担当課長)

就学援助規則の一部を改正する規則の件について説明します。

1 ページ、「1 改正の理由」のとおり、就学援助を終了する要件に新たに情緒障害児短期治療施設への入所を加えようとするものです。

本改正の前段階として、11月15日の教育委員会会議で、改正案のパブリックコメントの募集についてお諮りして、承認いただいた案件です。

2 ページに、改正規則の概要を示しています。

「1 改正理由」の内容ですけれども、就学援助は低所得世帯向けに学用品費などを助成していますが、就学援助対象となっている児童生徒が児童養護施設や児童自立支援施設に入所した場合には、施設措置費から学用品費等が支給されることになるため、重複支給を避けるべく就学援助を終了しています。こちらの施設については既に規則に定めています。

今回、この規定に加えようとしている情緒障害児短期治療施設についても、入所する児童生徒には、施設措置費から学用品費等が支給されます。平成27年度に神戸市北区に情緒障害児短期治療施設「しらゆりホーム」が開設されたことに伴って、ほかの施設と同様に

入所時に就学援助を終了させるために規則改正を行おうとするもので、平成29年4月1日の規則改正を予定しています。

3ページは新旧対照表で、第9条第3号に情緒障害児短期治療施設を追記しようとするものです。

4ページはパブリックコメントの結果ですが、11月17日から1カ月間募集した結果、意見はありませんでした。

説明は以上です。

(雪村教育長)

規則改正について、いかがでしょうか。

今、しらゆりホームには、何人ぐらいの子どもさんがいますか。

(後藤教育施策推進担当部長)

徐々にふえてきていて、20人を超えています。特に中学校3年生が7人ということで、今、本校である広陵中学校とも連携して、進路指導に力を入れているところです。

(雪村教育長)

本校は広陵中学校と広陵小学校でしたね。

(後藤教育施策推進担当部長)

はい。区域外になりますが、養護施設のグインホームとの関係で引き続いて広陵小学校、広陵中学校です。

(山本委員)

しらゆりホームは、20名を超えているということですが、定員は何人ですか。

(仲田教育企画担当課長)

定員は30名に対して26名ということです。

(雪村教育長)

そのほか、よろしいですか。

それでは、規則改正について、御承認いただけますか。

(6名の賛成により可決)

(雪村教育長)

ありがとうございます。

続いて、教第63号議案、神戸市立体育施設条例施行規則の一部を改正する規則の件についてお願いします。

教第63号議案 神戸市立体育施設条例施行規則の一部を改正する規則の件

(上田スポーツ体育課長)

教第63号議案、神戸市立体育施設条例施行規則の一部を改正する規則の件です。

鑑文の理由のところにあるとおり、中身としては体育施設の中にあるコインロッカーの使用料について、これまで有料であった部分を無料化しようということで、規則を改正するというものです。

具体的には、3ページをごらんください。当該規則の対象施設として、王子スポーツセンターの体育館や東灘体育館があり、これらの中にコインロッカーがあります。これらのロッカーでは、これまで50円の料金をいただいていたのですが、これを無料化しようとするものです。

2ページは規則の新旧対照表で、左側が現在の状況、右側が改正案です。左側の項目の3行目、ロッカーという項目があったのですが、これについて表から削除して、以降無料化しようというものです。

1ページに戻っていただいて、附則で、施行期日4月1日としていて、ことし4月1日からこういう形でやっていきたいという案です。よろしくをお願いします。

(雪村教育長)

この件について、いかがでしょうか。

(伊東委員)

無料化するに当たって、ロッカー自体を変えますか。

(上田スポーツ体育課長)

はい。ロッカーをリターン式にして、100円を入れて鍵をかけて、鍵を戻したら、もう一回返ってくるというものになります。

(梶木委員)

神戸市全体でこういう方向性に向かっていきますか。

(上田スポーツ体育課長)

スポーツ関係の施設は教育委員会以外にもたくさんありますけれども、大体、リターン

式にして、「スポーツの振興」ということも含めて変えてきています。その流れの中でお諮りしています。

(梶木委員)

ここで聞くことではないですけれども、図書館や博物館など、教育委員会の所管しているところがどうなっているかなと思いました。体育館だけ無償というよりも全体がそうだといいますが、それぞれによって事情が違いますか。

(豊永総務課長)

少しお調べします。

(伊東委員)

当然、検討されていると思いますけれども、大学などでもリターン式にすると、リターンするとわかったら、置き荷物という形で閉めっ放しにしてしまう人がふえてきます。その辺の対策として、日付が変わったら取り出すとか、そういうことは考えていますか。

(上田スポーツ体育課長)

安全面も含めて、いろいろと対応するように、マニュアル等の作成に向けて準備しています。

(今井委員)

リターン式の場合、お金の取り忘れなども結構出てくると思います。その注意喚起もあわせて考えていただけたらと思います。

(上田スポーツ体育課長)

注意喚起は当然しますけれども、取り忘れた現金への対応をあわせて考えるようにします。

(梶木委員)

人を配置して鍵を渡すのは、人件費がかかるということですね。

(上田スポーツ体育課長)

世間一般で、体育施設は皆さんこういう形に変えていますので、同じように横並びのほうでスポーツをされる方もわかりやすいと思っています。

(椋野総務部長)

公民館、図書館、博物館でコインロッカー置いているところは全て無償ということで、それに体育館もあわせてということになります。

(雪村教育長)

教第63号議案についてよろしいですか。承認いただけますか。

(6名の賛成により可決)

(雪村教育長)

ありがとうございます。

続いて、報告事項4、神戸市スポーツ特別賞被表彰者決定についてお願いします。

報告事項4 神戸市スポーツ特別賞被表彰者決定について

(上田スポーツ体育課長)

引き続き、説明します。

報告事項4、資料1ページをごらんください。

神戸市スポーツ功労者等表彰要綱に基づき表彰することを決定した報告です。

表彰の対象は2団体です。(1) INAC神戸レオネッサ、サッカーです。第38回皇后杯全日本女子サッカー選手権大会で優勝されたということに対して、表彰を決定したものです。この選手権大会では2年連続で6回目の受賞です。

もう1団体は久光製薬スプリングス、バレーボールです。平成28年度天皇杯・皇后杯全日本バレーボール選手権大会(女子)優勝で、こちらは(この選手権大会では)5年連続、5回目の受賞です。

表彰日程は、(1) INAC神戸は今調整中ですが、(2)久光製薬はおととい、1月15日にグリーンアリーナでJTとの試合がありました。試合前に市長から表彰していただいたという報告です。

(雪村教育長)

報告事項のINAC神戸レオネッサと、久光製薬スプリングスの特別賞の表彰の件について、いかがでしょうか。質問や意見はありませんか。

(「はい」の声あり)

(雪村教育長)

続いて、教第65議案、御影北小学校増改築事業計画(案)に関する市民意見を募集する

件について、お願いします。

教第65号議案 御影北小学校増改築事業計画（案）に関する市民意見を募集する件

（岡本学校計画担当部長）

本日は本件を含めて議案2点についてお願いします。

（牧野学校計画課長）

教第65号議案、御影北小学校増改築事業計画（案）に関する市民意見を募集する件について、説明します。

資料2ページをごらんください。

御影北小学校については、教育環境を改善するとともに、今後の児童数増加に対応するために、校舎の増改築を予定しています。

この事業は、市が実施する建設事業のうち、予定額が30億円以上の大規模な施設整備事業に係る基本計画に該当するため、神戸市民の意見提出手続に関する条例によって市民意見を募集します。

募集期間は、平成29年1月30日から2月28日までの30日間です。

周知方法は、広報紙K O B E（2月号）への掲載等により行います。

御影北小学校増改築事業計画の案ですけども、3ページをごらんください。

「1. 計画（案）の概要」です。

「（1）事業の趣旨」は、先ほど申し上げたように教育環境の改善と今後の児童数増加に対応するため、校舎の増改築を行います。

「（2）所在地」は、東灘区御影山手1丁目です。

「（3）今後のスケジュール」ですが、平成28年度から平成29年度にかけて、設計と仮設校舎の建設を行います。

平成29年度に、新校舎建設予定地にある西校舎と南校舎を解体して、平成30年度から平成31年度の2カ年にかけて新校舎を建設します。新校舎完成後の平成32年度に、東校舎及び仮設校舎を解体し、最終的にグラウンドを整備して完了する予定です。

4ページをごらんください。

事業費は、約34億円を予定しています。事業の効果としては、児童数の増加に応じた普通教室の確保や、現状は体育館がなく、また、プールも20メートルしかないということで、それぞれ体育館や25メートルプールの整備等を行います。また、新校舎の特色としては、六甲山の山並みを背景とした周辺環境との調和に配慮します。

5ページをごらんください。

「4. 配置図」ですが、上に現況の校舎配置図を、下に竣工後の校舎配置図を掲載して

います。

具体的には校地の西側に、体育館、プールと一体となった校舎を新築して、現在の北校舎については、新校舎と接続させて引き続き使用する予定です。

最後に、6ページをごらんください。

竣工後の校舎の概要ですが、新校舎、北校舎ともに各階ごとの教室の種類、それから括弧内に教室数を表示しています。

以上が計画（案）の内容です。

意見募集の結果については、また教育委員会会議で報告して、ホームページ上にも公表する予定です。

以上、審議をお願いします。

（雪村教育長）

狭隘化の問題を抱えている御影北小学校の増改築事業計画に関するパブリックコメントの件ですが、質問や意見等がありますか。

（梶木委員）

教室数はふえるのですか。

（牧野学校計画課長）

現在、普通教室は29室ありますけれども、完成後は34教室になります。

（梶木委員）

運動場の面積は減りますか。

（牧野学校計画課長）

ふえます。

（山本委員）

かなり大きな増改築だと思いますけれども、30億円以上かかる場合はパブリックコメントを募集するのですか。最近でこのような増改築の計画はほかにありましたか。

（牧野学校計画課長）

高校ではあります。小学校はあまり大きいものがないので30億までいかないケースがほとんどですが、神港橋高校は意見公募の要件にかかっていました。

（後藤教育施策推進担当部長）

新築であれば、いぶき明生支援学校は70億円台の事業です。

(雪村教育長)

6ページ「校舎の概要」の記載の仕方として、3階、4階の横にプール、1階、2階の横に体育館となっていますが、これはどういう構造になっていることをあらわしていますか。

(牧野学校計画課長)

1階から入ると体育館のアリーナの入り口があって、1階、2階部分を占めています。また、その上にプールが乗っかっています。その周辺に普通教室等が取り巻くような状態になっています。

(雪村教育長)

体育館棟と教室棟は一体みたいに見えていますけれども、別棟ですか。

(牧野学校計画課長)

別棟ではなく一体になっています。新校舎の真ん中あたりに、プールと体育館が上に乗っかっていると考えていただいて、その周りを普通教室、特別教室、管理諸室が囲んでいる状態です。

東側から校舎に入ると正面がアリーナの入り口になっています。管理諸室は基本的に2階に置いています。

この地域は高さ制限があり、どうしても階高の制限がかかりますので、そういったぐあいに工夫しています。

(杉浦学校計画課計画係長)

校舎を別々にしますと、その間にある程度の距離をとる必要がありますので、今回は一体の校舎にして、グラウンドを広くとれるように、こういう方法をとっています。

(雪村教育長)

できるだけ無駄が生じないようにしているのですね。

(梶木委員)

北校舎も何かさわかりますか。

(牧野学校計画課長)

北校舎については、まだ予算化していませんけれども、新校舎とかなりグレードが変わ

ってきます。新校舎は平成30年に完成しますけれども、ふぐあいもありますので、それをめどに改修について検討していきたいと思います。

(梶木委員)

鍵も閉めやすいようになっていれば、いいなと思います。当初から予定していれば随分違いますね。

(牧野学校計画課長)

そのように配慮します。

(今井委員)

現段階での案は、具体的にどういう方々で話し合ってきたのですか。

(牧野学校計画課長)

教育委員会事務局と、それから公共建築については住宅都市局に部署がありますので、その建築の職員と、それから校長を初め、御影北小学校の教職員、事務職員も含めて、協議しています。

(今井委員)

まだ、保護者や、地域関係からは、全然意見を聞いていないですか。

(牧野学校計画課長)

はい。今度、意見募集とともに、今月末ぐらいからPTAと、それから来月になりますけれども、周辺住民の方々に計画説明をする予定です。

今から実施設計をしていく段階ですので、意見の中で採用できるものについては、入れていきたいと考えています。

(山本委員)

議案とは直接関係ないかもわかりませんが、4年間にわたる増改築となると非常に長い期間です。恐らく今の1年生が6年生になったときに校舎に戻るような感じだと思います。こういった長期間にわたる場合、非常に子供たちは困難な学習環境におかれます。また学校の運営も非常に難しいことが生じると思います。ぜひ、事務局で最善のサポートをしていただけたらと思います。

(牧野学校計画課長)

そうですね。現地建てかえは非常に困難を伴いますけれども、子供の安全第一というこ

とと、それから、グラウンドの使用がかなり制限されますので、また学校と協議しながらできるだけことはしていきたいと思えます。

(山本委員)

お願いします。

(雪村教育長)

第65号議案の市民意見を募集する件についてはよろしいですか。承認いただけますか。

(6名の賛成により可決)

(雪村教育長)

また、パブリックコメントの結果については、報告してください。

引き続き、主要行事予定について、総務課よりお願いします。

その他報告事項 主要行事予定

(豊永総務課長)

まず、12月20日以降の主要行事ということで、記載の行事を行い、各委員に出席いただきました。

それから、今後の主要行事予定ですが、1月18日に老眼大学の新年祝賀会。19日木曜日、玉津第二幼稚園でスクール・ミーティング。24日火曜日は、第2回の指定都市教育委員・教育長協議会で、これは東京で開催されます。26日木曜日、よいおこないをした児童生徒の表彰式。同日、K O B E こども音楽祭。それから、27日金曜日は神港橋高等学校でスクール・ミーティングです。30日月曜日は特別支援学校長会・特別支援教育研究協議会との教育懇談会。31日火曜日は、高等学校長会との教育懇談会となっています。また、同日 P T A 協議会との教育懇談会も開催されます。

2月3日金曜日は第3回の兵庫県都市教育長協議会で、姫路で開催されます。教育長が出席予定です。

それから、教育委員会会議日程については、2月7日火曜日13時15分から定例会を開催予定となっています。

以上です。

(雪村教育長)

スクール・ミーティングについては、あさっては玉津第二幼稚園、1月27日は神港橋高校で予定されています。どうぞよろしくお願いします。これで今年度のスクール・ミーテ

イングの予定は終わりですか。

(豊永総務課長)

前回会議では、神戸高専を何とか今年度中に開催したいと思っていましたが、学校の状況を考えると今年度の実施は難しいということで、来年度できるだけ早い時期に実施したいと思っています。

(雪村教育長)

行事予定について、補足や質問、行かれた御感想がありましたらお願いします。

(山本委員)

1月9日のあじさいコンサートから、きょうの会下山小学校まで、いろいろと行かせていただきました。あじさいコンサートでは、森本先生（前教育委員）のような気のきいた（ホームページ用の）コメントは書けなかったですけれども、非常にすばらしい音楽会とコンサートで、行っている者も心が和むといったすばらしいコンサートだったと思います。

それから、3つの学校の防災教育の公開授業も、それぞれの子供たちの実態に合わせて非常に落ちついた形の中で、子供たちが防災、それから今後の減災という姿勢も踏まえていい取り組みができていたと思います。

(豊永総務課長)

ありがとうございます。

(雪村教育長)

冒頭で申し上げようと思っていたのですが、きょうは1.17ということで、朝、市長も出席されて、東遊園地での「集い」がありました。防災訓練ということで、本日5時46分に震災が起こった想定で、局内の会議、それから市長からの訓辞などを含めて、職員の出動の訓練がありました。学校現場においては、ここにあるように、17日の前後に随分各学校で防災教育に取り組んでいただいているところです。

ここ何日か、新聞でも取り上げられていますが、神戸市職員、近隣市の職員で震災経験がある割合が50%割ったということで、そういった中でどういう形で震災を継承していくかという課題があります。そして、朝も教育委員会事務局の職員にも言いましたが、一方で、学校現場においては、市立高校、中学校、小学校、幼稚園、全ての子供たちが震災の経験がないですし、恐らく保護者も徐々に減っていると思います。親が子供になかなか伝えていけないという状況になり、教員も震災経験のない教員がふえていく中で、いかにして阪神淡路大震災の体験や経験を引き継いでいくのか、また防災教育を推進していくのかというのが、学校現場においても教育委員会としても大きな今後の課題になると思っています。

す。

山本先生、小中学校の防災教育について、見られていかがでしたか。

(山本委員)

きょうの朝の新聞にも載っていましたが、桜の宮中学校では、市立中学校と県立高校——神戸甲北高校が一緒になって防災の学習を行うということが初めて行われたらしいです。時間がたつにつれて、また会話をするにつれて、どんどんつながりが広がっていくということで、3つの授業いずれも「日ごろから挨拶も含めたつながりの中で、地域や周囲の人としっかりつながっていきましょう」ということが土台になって流れていたと思います。

特に、きょうの会下山小学校は地域の方も加わられて、当時会下山小学校2年生で震災に遭って、今、人と防災未来センターにおられる岸本さんとおっしゃる方が子供たちにいいお話をしていただきました。

(雪村教育長)

ありがとうございました。

そのほか、特に行事予定で何か、確認などはありませんか。

(「はい」の声あり)

(雪村教育長)

ありがとうございました。

そのほか、教育委員の皆さんから教育委員会会議で取り上げるべき事項について御意見ありませんか。

何かありましたら、また後日でも結構ですので、事務局までお伝えいただけたらと思います。

それでは、非公開案件に入ります。傍聴者の方々は、恐れ入りますが退席をお願いいたします。

(傍聴者退席)

(雪村教育長)

そうしたら、教第61号議案、神戸市開発事業の手續及び基準に関する条例に係る意見決定の件について、学校計画課よりお願いします。

教第61号議案 神戸市開発事業の手續及び基準に関する条例に係る意見決定

の件

(牧野学校計画課長)

資料3ページをごらんください。

本条例は、神戸市開発指導要綱を条例化するものですが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、市長より神戸市教育委員会へ意見聴取されています。

記載はありませんが、開発指導要綱については、昭和45年に都市計画法を補って、公共施設等の整備を初めとした市街地の一定水準の担保を目的として制定をしています。

要綱の特徴としては、都市計画法の全国一律の基準に対して、神戸市独自基準を定めて、市街化が急速に進む中、公共施設の整備や公益施設用地の確保に必要な負担を開発事業者の協力という形で事業者に求めています。

このたび条例化を検討することになった理由として、一つ目には、この事務が平成11年の都市計画法改正で地方公共団体の自治事務となっており、客観性の確保や公正性、透明性の向上の観点から条例化について検討することを国から求められていることがあります。

二つ目には、市会からもコンプライアンスの観点から条例化すべきとの意見をいただいていること。三つ目には、現在要綱には明文化されていない開発事業に関する手続き、具体的には標識の設置や、住民説明等について明確にする必要があることなどがあります。

条例案は、資料4ページから26ページにおつけしていますが、その中でも教育委員会関連の主な変更点について説明しますので、資料27ページをごらんください。

条例案の内容を左に、要綱の内容を右に記載しています。

条例案「第11条（公共施設の管理者等との協議）」、条例案「第15条（開発事業区域の選定）」については、文言の整理を行っていますが、内容は現在の要綱と同じです。

続いて、28ページをごらんください。

右の欄の開発基準第37では、学校教育施設について、学校園の種別ごとに必要敷地面積を定めています。しかし、土地の形状や容積率などによって必要な面積は変わりますし、取得費用もかかってきますので、条例案第35条では、事業者と協議して決めることとしています。

また、開発基準第38の社会教育施設ですけれども、必要な社会教育施設の整備はほぼ終わっていますので、条例案では規定していません。

続いて、29ページをごらんください。

昨年6月の教育委員会会議で開発指導要綱の見直しに当たって、意見公募を実施することを報告しましたが、合計13通32件の意見がありました。そのうち4通が教育委員会関連の意見で、先ほどの開発事業区域の選定に関する条例案第15条第4項に関するものでした。

表の下に記載していますがけれども、意見公募時の「条例化の方向性」としては、「児童及び生徒の急増により、学校教育施設が不足している又は不足する恐れのある地区については、事業者が開発を避けるよう努めることを定める」としていました。これについて、

表の三つ目の意見にあるとおり、一律に開発を規制することになり、本市の掲げている人口減少の克服といった方向性と、あたかも矛盾するような誤解を与えてしまいましたので、改めて検討を行いました。

変更後として、「児童及び生徒の急増により学校教育施設が著しく不足する恐れのある地区については、不足を避けるため、市長は開発事業者に必要な協力を求めることができるものとし、開発事業者はこれに協力するよう努めるものとする」としています。

また、条例制定後、条例の手引き等を策定する予定にしていますので、学校教育施設の著しく不足する恐れのある地区等については、ホームページによる情報提供などを検討していきたいと考えています。

なお、条例案は現在市長部局の法務課で審査していますので、若干の文言修正の余地はありますけれども、内容については変更のないものと考えています。

今後の予定ですが、平成29年第1回定例会に議案を上程して、条例の施行は平成30年度を予定しています。

以上、審議をお願いします。

(雪村教育長)

条例制定に当たって、市長から教育委員会に対して意見を求められている件ですが、この条例について、何か意見や指摘、質問などはありませんか。

(牧野学校計画課長)

条例案の中で黄色くマーカーを引いているところが教育委員会の関連です。

(山本委員)

教えていただけたらありがたいですが、「著しく不足の恐れのある地域については、不足を避けるため市長は開発事業者に必要な協力」というところ、その「必要な協力」の中身として予想されるのは、例えば延期、縮小、中止、そういったものでしょうか。

(牧野学校計画課長)

中止は難しいとは思いますが、今おっしゃったように、大規模なマンションについては、ファミリー戸数を少し減らしていただくとか、それから開発については、段階的な開発とか、そういうことが協力いただければと思っています。

(雪村教育長)

かつてあった大規模な団地造成の場合に学校用地の提供を求めるといようなことも含まれますか。

(牧野学校計画課長)

28ページの条例案第35条に「学校教育施設の用途の配分を市と協議の上定めるものとする」と入れています。開発しようとする地域の状況によって、学校施設が足りない場合は用地の確保を求めることができます。

その中で、学校の周辺状況によって、学校施設が既にある必要ないということであれば、教育施設の用途を定める必要はないということです。この規定をもって、一定の用地の確保は求めることはできます。ただ、以前はこれを1平米当たり2万円という安価で取得することができるようにしていましたけれども、今後は時価で取得するということになります。

(梶木委員)

例えば、8,000人ないし1万人の人口が一住区で、そこに小学校1校と書いていたものを、8,000人以上と書くとしているのですけれども、具体的な数字はどこから出てきているのですか。この話はこれでいいと思いますけれども、今後、ニュータウン側で人口が減少してくるところもあるではないですか。そうすると、人口8,000人もいないところに小学校1校あるところはたくさんありますね。

(牧野学校計画課長)

現状ではそうです。

(梶木委員)

何か矛盾していると思いました。こういう数字を出していると、一方では「その数字によって統廃合していかなくては」みたいな話になるのですか。

(牧野学校計画課長)

そうではなくて、8,000人、1万人というのでストレートに学校施設が必要だということになってしまわないように、今おっしゃったような状況を踏まえた上で、必要性を判断するということになると思います。

ただ、既にその状態のところは、統廃合なり、別の検討の対象になると思います。

(梶木委員)

こういうふうにと書くと、これが一つの基準になって、「それに満ちているところは」という話になりますね。また一方で、開発というのは広げるだけではなくて縮小もあるのかなと思います。これから地域的には人口が減っていくことも予想していたほうがいいこともあるだろうと思います。

(牧野学校計画課長)

そうですね。コンパクトシティや縮減という考え方も一方ではあると思います。

(梶木委員)

そういうときは、なかなか業者にいろいろと求めていきにくいですね。

(牧野学校計画課長)

そうですね。やはり人口を回復するというのが一つの命題になっていますので、それをとめるようなことはできないと思います。ただ一方では一時的に集中して子供の数がふえている地域があります。やはり学校の規模を維持するためには、一定の調整が必要だと思いますので、その辺のところは難しいと思います。

(梶木委員)

一時だけの開発にならないように段階的にしてもらうような工夫が必要ですよね。

(牧野学校計画課長)

そうですね。そのあたりを協力していただければ助かります。

(今井委員)

勉強不足で申しわけないですけれども、第35条の主語は「事業者」になるのですよね。主語は入れないものですか。

(牧野学校計画課長)

そうですね。主語は入っていません。ほかの、例えば第15条もそうです。そのあたりも含めて、現在、庁内で審査を受けています。第11条では「開発事業者は」という主語が出てきています。法務課のチェックがありますので、またその旨を条例の作成を担当しているところに意見として伝えておきます。

(今井委員)

この同じ条文の「学校教育施設の用途の配分」というのは、具体的にはどういうことを指しているのですか。

(牧野学校計画課長)

都市計画法の開発申請をするときに、「一定の学校施設を定めなさい」という決まりがあって、それに基づいた文言です。

(杉浦学校計画課計画係長)

計画図の中に学校教育施設用地を入れさせることを配分と呼んでいます。

ですから住宅団地の場合、この条文を使って必ず土地は確保できます。ただし、土地は時価で取得する形になります。

(今井委員)

わかりました。

(牧野学校計画課長)

都市計画法第33条ですけれども、「開発行為の目的に照らして、開発区域における利便の増進と開発区域及びその周辺の地域における環境の保全とが図られるように、公共施設、学校その他の公益的施設及び開発区域内において予定される建築物用途の配分が定められていること」というのが条件になっています。

(雪村教育長)

この条例は教育施設のことは含まれていますけれども、所管局はどこですか。

(牧野学校計画課長)

企画調整局調整課です。

(雪村教育長)

企画調整局が市全体の取りまとめをするということですね。

(牧野学校計画課長)

はい。

(雪村教育長)

そのほか、特にありませんか。

この事案については、2ページにあるように「条例の制定について異議なし」という形で市長に返してもよろしいですか。

(6名の賛成により可決)

(雪村教育長)

続いて、教第64号議案、神戸市都市公園条例の一部を改正する条例に関する意見決定の件について、引き続きお願いします。

教第64号議案 神戸市都市公園条例の一部を改正する条例に関する意見決定の件

(上田スポーツ体育課長)

神戸市都市公園条例の一部を改正する条例に関する意見決定の件について説明します。

先ほど審議いただいたコインロッカーの関係です。資料9ページをごらんください。先ほどの件が、横長の表の王子スポーツセンター（体育館）から下で、こちらについて承認いただきました。本件で挙げているのは上の3つで、これについて審議をいただきたいということです。

王子スポーツセンター体育館以下3つは、一番右端の根拠法令が神戸市立体育施設条例施行規則です。一方で、本件の対象施設は、神戸市都市公園条例であり、法の体系が違うものを審議いただきます。簡単に言うと、下側は教育委員会の施設で、上側は神戸市の公園の中にある施設です。都市公園は神戸市建設局が所管しており、市長部局である建設局から、この公園について事務委任を受けていますので、教育委員会に条例改正に当たって意見を聴取するという取り決めになっています。その意見をここで審議いただきたいというものです。中身としてはコインロッカーについて同じように50円を無料にするというもので、その方向性は先ほどと変わりません。

8ページをごらんください。

先ほどの体育施設の規則と同じですけれども、新旧対照表で左側が現行で王子公園のコインロッカーについて、1回50円と掲げられています。右側の改正案ではこの項目を削除します。

教育委員会の意見として、「都市公園条例の一部を改正する条例の制定については、異議はありません」と神戸市長に出したいというものです。

審議をお願いします。

(雪村教育長)

王子スポーツセンターの陸上競技場とテニスコート、プールにあるコインロッカーが都市公園条例の対象になっているということですね。

(上田スポーツ体育課長)

そうです。

(雪村教育長)

それらについて、先ほどと同様に50円を無料にしようという条例改正を行おうとするものですが、いかがでしょうか。

(伊東委員)

この件とは全然違いますけれども、オリックスの野球場はこの先指定管理などもそのまま継続ですか。

(上田スポーツ体育課長)

済みません。縦割りで申しわけないですが、建設局が管理許可という都市公園法の処分権限を持っていますので、これまではオリックスでしたけれども、今後、建設局と審議をしていくと思います。

どういう方向性になるかというところまでは、私は聞いておりませんので、わかりません。

(伊東委員)

わかりました。

私はしばらく王子公園には行っていませんけれども、王子公園のロッカーは新しいですか。

(上田スポーツ体育課長)

少し古いです。

(岡田スポーツ担当局長)

全部かえます。

(伊東委員)

これにあわせて改修するのですね。

(岡田スポーツ担当局長)

はい。

(雪村教育長)

この条例の改正について「異議なし」という形で市長に返してよろしいですか。

(6名の賛成により可決)

(上田スポーツ体育課長)

ありがとうございました。

(雪村教育長)

それではここで、教育委員会会議の閉会を宣言したいと思います。

閉会 : 午後 7 時 5 分